福岡市旅館業法施行条例の一部改正及び「福岡市旅館業法施行条例の一部改正（案）」に対するパブリック・コメントの実施結果について

住宅の全部又は一部を活用したいわゆる「民泊サービス」の旅館業法の許可取得を促進するため，旅館業法施行令等が改正されたことから，福岡市旅館業法施行条例に規定する営業施設の構造設備の基準及び営業施設について講ずべき措置の基準の一部を改正しました。

つきましては，改正後の福岡市旅館業法施行条例を公表するとともに，平成 28 年７月４日から平成 28 年８月３日までの間実施した，「福岡市旅館業法施行条例の一部改正（案）」に対するパブリック・コメントについて実施結果を公表いたします。

１　福岡市旅館業法施行条例の一部改正について

改正後の福岡市旅館業法施行条例は別紙１のとおり

２　パブリック・コメントの実施結果

⑴ 目的

住宅の全部又は一部を活用したいわゆる「民泊サービス」の旅館業法の許可取得を促進するため，旅館業法施行令等が改正されたことから，福岡市旅館業法施行条例に規定する営業施設の構造設備の基準及び営業施設について講ずべき措置の基準の一部を改正することついてパブリック・コメントを実施しました。

⑵ 実施機関

保健福祉局生活衛生部生活衛生課

⑶ 意見募集期間

平成28年７月４日（月）～平成28年８月３日（水）　31日間

⑷ 意見の提出状況

意見提出数　17 通（郵送　２通，ファックス　５通，電子メール　８通，持参　２通）

意見件数　　24 件

＜意見集計結果＞

意見への対応 区分	原案どおり	修正	その他
防犯，近隣住民とのトラブル防止に関すること （玄関帳場の設置規定，住居との混在の禁止規定に関すること）	9	0	0
床面積の基準に関すること （共同浴室における脱衣室の面積規定，客室の床面積規定に関すること）	2	0	0
その他			13

⑸ 主な市民意見と意見への対応について

①防犯，近隣住民とのトラブル防止に関すること

（玄関帳場の設置規定，住居との混在の禁止規定に関すること）

意見の要旨	市の考え方	対応
・近隣住民とのトラブル防止のため，適切なルールを定め，遵守させることが必要である。 ・分譲マンションの空室を利用した民泊サービスは，管理組合の承認を前提とすべきである。 ・民泊サービスは，建物の管理者の同意や緊急時のトラブルに対応できる者による営業が必要と考える。 ・民泊サービスは，旅館，ホテルに準じた建物で行政に把握された一定の企業による運営が望ましい。 ・民泊サービスは，外国人との交流を通じて宿泊場所の提供者やその家族を成長させ，福岡市の魅力も発信できるが，一方で，近隣住民の理解を得ることも大切であり，住民と共存できるような市の支援があると実施しやすくなると思われる。 ・民泊サービスにおける賃貸住宅の転貸は個々の責任に任せるべきである。 ・同じ建物で宿泊用の部屋と住居が混在している場合の要件は，住民の安全確保等の観点から厳しくしてほしい。 ・住宅地で民泊サービスを行うことは住環境を損なうため反対であるが，民泊を許容するとしても，既存の旅館等と同様の基準が適当であり，玄関帳場の設置等の基準は必要と考える。 ・玄関帳場の設置を不要とする場合は，警備会社のサービスを玄関帳場の代替として活用すべき。また，住居と混在する施設では，建物に管理者等を設置することで居住者の意見とのバランスをとっていくことが望ましい。	犯罪の発生や近隣住民とのトラブル等を防止する観点から，玄関帳場の代替機能を有する設備の整備及び緊急時の対応体制の整備を要件として義務付けることとします。 特に共同住宅においては，営業者が施設を営業の用に使用するための権利を有していることが，近隣住民とのトラブルを防止する観点から重要であることから，営業許可にあたっては賃貸借契約や管理規約に反していないことの確認を行うこととします。 その他，詳細なご意見については，今後の条例運用の参考とさせていただきます。	原案どおり

②床面積の基準に関すること

（共同浴室における脱衣室の面積規定，客室の床面積規定に関すること）

意見の要旨	市の考え方	対応
・脱衣室の面積や客室の床面積の基準を「適当な広さ」としたり，一の客室の床面積の基準を緩和したりすることは判断基準が不明確になるため，具体的な数値を設定すべきと考える。	脱衣室の面積や客室の床面積の基準の改正については，旅館業法施行令改正及び今回の条例改正により，新たに簡易宿所営業施設として営業することが可能となる小規模な施設の特性を鑑み，具体的な基準値は設定しないこととします。	原案どおり
・脱衣室の面積に関する規定における緩和の対象は「一の客室の床面積が 33 平方メートル未満の施設」にすべきと考える。	脱衣室の面積の基準の改正については，旅館業法施行令改正等により，新たに簡易宿所営業施設として営業することが可能となる施設を対象とします。	原案どおり

③その他

意見の要旨	市の考え方	対応
（消防法及び建築基準法の規制に関すること） ・観光産業の発展のために民泊サービスを推進すべきであり，旅館業法上のフロント設置義務の緩和に加え，消防法，建築基準法も一般住宅と同様の規制に緩和すべきである。	旅館業における消防法及び建築基準法の規制については，営業許可申請時に添付書類として建築基準法に基づく検査済証等の写しと消防法令適合通知書の提出を従来から求めているところですが，今後の参考として消防法及び建築基準法の所管部局に情報提供させていただきます。	－
・旅館業法の許可取得を促していくにあたっては他法令，特に建築基準法に基づく確認申請が不要な施設について取扱いを十分に検討しておくことが必要と思われる。		
・同じ建物で宿泊用の部屋と住居が混在している場合の要件は，火災予防等の観点から厳しくすべきと考える。		
・建築基準法制定前の古い建築物は，都市景観や外国人観光客に対する観光資源の観点から非常に魅力的なコンテンツであるため，一部規制を緩和することが望ましいと考える。		
（民泊サービスの届出制度に関すること） ・観光，国際交流の推進の観点から，民泊サービスの届出制等，柔軟な法整備を求める。	民泊サービスの届出制度については，旅館業法とは別の法制度として国が検討しているところであり，その動向を注視してまいります。	－
・民泊は旅館業法の対象外として，用途地域に関係なく実施できる登録又は届出制度を検討すべきと考える。		
・民泊サービスは許可制ではなく，宿泊者の一定要件が確保された施設による届出制とすべきと考える。		
・空き部屋を活用して民泊サービスを行えるよう旅館業法を改正し，届出制とすべきと考える。		
（その他） ・営業者，宿泊者及び仲介業者が法令に違反した場合の処分，罰則規定を設けるべきである。	旅館業法に違反した営業者に対する処分等は旅館業法で規定されております。宿泊者及び仲介業者に対する処分等は旅館業法には規定されておりませんが，その必要性は国において検討されるべきものと考えております。	－
・民泊サービスには何らかの規制が必要だが，国際交流の点で大きなメリットがあるので誰もが実施しやすい制度にすべきと考える。	今後の行政運営の参考とさせていただきます。	－
・民泊サービスを始めやすいよう申請手続きはできるだけ簡素なものにして欲しい。		
・福岡市は国家戦略特区として起業や経済活動の活性化を進めようとしていることから，空き家，空き室等の宿泊施設の活用促進に関する条例の制定等を検討してはどうかと考える。		
・改正案に賛成だが，建築基準法の用途地域規制を受けない特区を活用し，宿泊日数の制限を設けないことが民泊サービスの許可や認定を推進するものと考える。		

⑹ パブリック・コメント以外の修正について

「福岡市旅館業法施行条例の一部改正（案）」では，「共同浴室における脱衣室の面積」，「玄関帳場の設置」及び「客室の床面積」に関する基準を改正する施設の対象を「客室の延床面積が 33 平方メートル未満」としていましたが，条例改正の趣旨に鑑み，比較的広い施設でも営業許可が取得できるよう「宿泊者の定員数が 10 人未満」に修正しました。

別紙１

○福岡市旅館業法施行条例

平成 24 年 12 月 27 日

条例第 74 号

（趣旨）

第１条　この条例は，旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号。以下「政令」という。）の規定に基づき，旅館業の営業の施設の構造設備の基準，営業者が講ずべき措置の基準その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語の意義は，法及び政令に定めるもののほか，次の各号に掲げる用語の区分に従い，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　浴槽水　浴槽内の湯水をいう。

(2)　原湯　浴槽に直接注入される湯（再利用したものを除く。）をいう。

(3)　原水　加熱し原湯とするための水又は浴槽水の温度を調整する目的で浴槽に直接注入される水（再利用したものを除く。）をいう。

(4)　上がり用湯水　洗い場又はシャワーに備え付けられた栓から供給される湯水をいう。

(5)　換水　浴槽から浴槽水を排出し，原湯又は原水に入れ替えることをいう。

（ホテル営業施設の構造設備の基準）

第３条　政令第１条第１項第 11 号に規定するホテル営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。

(1)　宿泊者が利用するロビーが設けられていること。

(2)　洋式の構造設備による客室の数が客室の総数の２分の１以上であること。

(3)　帳場が，宿泊者その他の施設の利用者（以下「宿泊者等」という。）の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。

(4)　客室は，次に掲げる要件を満たすものであること。

ア　他の客室を通行しないで出入りすることができる構造であること。

イ　換気及び採光のため，直接外気に接する箇所に適当な窓が設けられていること。

ウ　和式の構造設備による客室には，寝具類を収納する設備が設けられていること。

エ　天井の高さは，2.1 メートル以上であること。

(5)　洗面所は，不浸透性材料で築造されていること。

(6)　共同用の浴室（以下「共同浴室」という。）は，次に掲げる要件を満たすものであること。

ア　屋外から見通せない構造であること。

イ　換気及び採光のため，直接外気に接する箇所に適当な窓又はこれに代わる設備が設けられていること。

ウ　湯気抜き又はこれに代わる機械設備が設けられていること。

エ　床及び腰張りは，不浸透性材料で築造され，かつ，汚水が速やかに排水できる構造のものであること。

オ　1.6 平方メートル以上の面積を有する脱衣室が付設されていること。

カ　浴槽及び湯水(再利用したものを除く。)を常時供給する栓(これらが設けられていない場合にあっては，シャワー)が適当な数設けられていること。

キ　浴槽は，耐水性材料で築造されているとともに，床面から5センチメートル以上の上縁が設けられ，かつ，必要に応じ内側に足掛かりが設けられていること。

ク　原湯を貯留するための槽(以下「貯湯槽」という。)には，貯湯槽内の湯水の温度を，通常の使用状態において，摂氏60度以上に保つことができる加温装置が設けられていること。ただし，摂氏60度以上に保つことができないおそれがある場合にあっては，あわせて貯湯槽内の湯水を消毒するための設備が設けられていること。

ケ　原湯又は原水を送水するための配管は，浴槽水を循環させるための配管と接続されておらず，かつ，原湯又は原水を浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

コ　循環させている浴槽水を使用する浴槽は，循環させている浴槽水を浴槽の底部に近い箇所で供給する構造であること。

サ　打たせ湯及びシャワーは，循環させている浴槽水を使用しない構造であること。

シ　屋内の浴槽は，配管等を通じて，屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に混入しない構造であること。

(7)　客室に付属している浴室(以下「客室の浴室」という。)は，次に掲げる要件を満たすものであること。

ア　前号(オ及びコを除く。)に掲げる要件

イ　浴槽は，循環させている浴槽水を使用しない構造であること。

(8)　照明設備は，次に掲げる施設の区分に応じ，それぞれ次に定める照度を確保することができるものであること。

ア　客室，ロビー及び共同浴室　床面において70ルクス以上

イ　客室の浴室，洗面所及び便所　床面において30ルクス以上

ウ　廊下及び階段　床面において30ルクス以上(深夜にあっては，10ルクス以上)

(9)　施設は，玄関，客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができる構造であり，かつ，住居その他の施設と明確に区画され，これらが混在していない構造であること。ただし，住居その他の施設との混在に関し規則で定める要件を満たす施設については，この限りでない。

(10)　政令第1条第1項第10号に規定する施設の内部を見通すことを遮ることができる設備は，固定されていること。

(平成28条例58・一部改正)

(旅館営業施設の構造設備の基準)

第4条　政令第1条第2項第10号に規定する旅館営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。

(1)　前条第3号から第10号までに掲げる基準

(2)　客室とそれ以外の室との境が壁造りであること。

(簡易宿所営業施設の構造設備の基準)

第5条　政令第1条第3項第7号に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。

(1)　第３条第４号から第９号まで（第６号オを除く。）及び前条第２号に掲げる基準

(2)　適当な規模の玄関及び帳場を有すること。ただし，宿泊者の定員が 10 人未満の施設であって，健全な営業形態及び宿泊者の安全の確保に関し規則で定める要件を満たすものについては，適当な規模の玄関を有すること。

(3)　前号の帳場を有する場合にあっては，当該帳場が，宿泊者等の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。

(4)　一の客室の床面積は，4.5 平方メートル以上であること。ただし，宿泊者の定員が 10 人未満の施設については，この限りでない。

(5)　共同浴室に 1.6 平方メートル以上の面積を有する脱衣室が付設されていること。ただし，前号ただし書に規定する施設に該当する場合にあっては，適当な広さを有する脱衣室が付設されていること。

(6)　階層式寝台を有する場合は，当該階層式寝台が次に掲げる要件を満たすものであること。

ア　階層数は，2 層までであること。

イ　寝台の長さは 1.8 メートル以上であり，かつ，幅は 0.9 メートル以上であること。

(平成 28 条例 58・一部改正)

(下宿営業施設の構造設備の基準)

第 6 条　政令第 1 条第 4 項第 5 号に規定する下宿営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。

(1)　第３条第３号から第９号まで，第４条第２号及び前条第２号 本文 に掲げる基準

(2)　客室の数は，5 室以上であること。

(3)　一の客室の床面積は，7 平方メートル以上であること。

(平成 28 条例 58・一部改正)

(構造設備の基準の特例)

第 7 条　市長は，旅館業法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 28 号。以下「省令」という。)第 5 条第 1 項各号に掲げる施設について，当該施設の設置場所の状況その他特別の事情により公衆衛生上支障がないと認めるときは，第 3 条から第 5 条までに定める基準を緩和することができる。

(社会教育に関する施設等の周辺における営業の許可)

第 8 条　法第 3 条第 3 項第 3 号(法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。)に規定する施設は，次に掲げるものとする。

(1)　社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 5 条第 4 号に規定する青年の家

(2)　社会教育法第 20 条に規定する公民館

(3)　図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館

(4)　博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項及び第 29 条に規定する博物館及びこれに相当する施設

(5)　都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する都市公園のうち，専ら児童の利用に供することを目的とするもの

(6)　主として児童の利用に供することを目的とする施設で，前各号に掲げる施設に類するものとして市長が定めるもの

2　法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により市長が意見を求めなければならない者は，次の表の左欄に掲げる施設の種類の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる意見を求めなければならない者とする。

施設の種類	意見を求めなければならない者
前項第1号及び第2号に規定する施設	当該施設を設置する地方公共団体の教育委員会
前項第3号及び第4号に規定する施設	当該施設の設置者が地方公共団体である場合にあっては当該地方公共団体の教育委員会，その他の者である場合にあっては当該施設の長
前項第5号に規定する施設	当該施設を設置する地方公共団体の長
前項第6号に規定する施設	市長が定める者

(営業施設について講ずべき措置の基準)

第9条　法第4条第2項に規定する措置の基準は，次のとおりとする。

(1)　必要に応じ直接外気に接する窓その他の開口部を開閉する等により換気及び採光を十分に行うこと。

(2)　照明について次に掲げる施設の区分に応じ，それぞれ次に定める照度を確保すること。

ア　客室，ロビー及び共同浴室　床面において70ルクス以上

イ　客室の浴室，洗面所及び便所　床面において30ルクス以上

ウ　廊下及び階段　床面において30ルクス以上(深夜にあっては，10ルクス以上)

(3)　防湿について次に掲げる措置を講じること。

ア　排水設備は，流通を常に良好にし，雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。

イ　客室の床が木造の場合にあっては，床下の通風を常に良好にしておくこと。

(4)　清潔について次に掲げる措置を講じること。

ア　営業の施設の内外は，1日に1回以上清掃し，害虫，ねずみ等の発生の防止及び駆除に努めること。

イ　客室その他適当な箇所に，くず入れを備えること。

(5)　宿泊者が感染性の疾病にかかっていることが明らかになったとき又はその疑いがあるときは，その使用した客室，寝具及び器具類を完全に消毒すること。

(6)　従業者が感染性の疾病にかかったとき又はその疑いがあるときは，従事させる業務内容に留意すること。

(7)　寝具類について次に掲げる措置を講じること。

ア　宿泊者に使用させるシーツ，カバー，寝衣等は，使用の都度，洗濯すること。

イ　宿泊者に使用させる布団，枕等は，常に清潔にして，日光消毒等適切な方法により防湿及び害虫の駆除に努めること。

(8)　入浴施設について次に掲げる措置を講じること。

ア　入浴者に，くし，タオル，かみそり等を貸与しないこと。ただし，未使用のもの又は洗浄及び消毒をしたもの(かみそりを除く。)にあっては，この限りでない。

イ　使用する湯水は，常に清潔にして，次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に定める水質基準に適合させること。ただし，温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉

をいう。)等を利用するため当該水質基準((ア)e及びf，(イ)c及びd並びに(ウ)を除く。)に適合させることができない場合であって，公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは，この限りでない。

(ア)　原湯，原水及び上がり用湯水　次に掲げる水質基準

a　色度は，5度以下であること。

b　濁度は，2度以下であること。

c　水素イオン濃度指数は，pH5.8以上pH8.6以下であること。

d　過マンガン酸カリウム消費量は，1リットル中10ミリグラム以下であること。

e　大腸菌群は，50ミリリットル中に検出されないこと。

f　レジオネラ属菌は，100ミリリットル中10CFU未満であること。

(イ)　浴槽水　次に掲げる水質基準

a　濁度は，5度以下であること。

b　過マンガン酸カリウム消費量は，1リットル中25ミリグラム以下であること。

c　大腸菌群は，1ミリリットル中に1個以下であること。

d　レジオネラ属菌は，100ミリリットル中10CFU未満であること。

(ウ)　飲用として使用する水道水以外の水(温泉法第15条第1項の規定により飲用の許可を受けている温泉を除く。)水道法(昭和32年法律第177号)第4条に規定する水質基準

ウ　浴槽水は，1日に1回以上(集毛器，消毒装置及びろ過器のいずれも備えた浴槽において浴槽水を循環させている場合にあっては，1週間に1回以上)完全に換水をすること。ただし，客室の浴室の浴槽水は，宿泊者ごとに完全に換水をすること。

エ　浴槽水(客室の浴室に係るものを除く。オにおいて同じ。)は，常に満水状態を保ち，かつ，原湯若しくは原水又は十分にろ過した湯水を供給することにより溢水させ，清浄に保つこと。

オ　浴槽水の水質検査を1年に1回以上(24時間以上完全に換水をしないで浴槽水を循環させている場合にあっては，1年に2回以上)行い，その成績書(当該成績書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)を3年間保存すること。

カ　24時間以上完全に換水をしないで浴槽水を循環させている場合にあっては，浴槽水を消毒するための塩素系薬剤を適切な位置に投入し，浴槽水1リットル中0.2ミリグラム以上の遊離残留塩素濃度を保つこと。ただし，これに代わる有効な方法で消毒する場合は，この限りでない。

キ　浴槽水を循環させるために使用する設備は，定期的に清掃し，及び消毒するとともに，適切な維持管理を行うこと。

ク　貯湯槽内の生物膜の状況を定期的に把握し，必要に応じ生物膜の除去を行うために清掃し，及び消毒すること。

ケ　貯湯槽内の湯水の温度は，摂氏60度以上に保つこと。ただし，摂氏60度以上に保つことができない場合にあっては，貯湯槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。

コ　浴槽水を回収するための槽(以下「回収槽」という。)内の湯水は，浴用に供しないこと。ただし，やむを得ず浴用に供する場合にあっては，回収槽内を十分に清掃し，及び消毒するとともに，回収槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。

サ　気泡発生装置，ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置した浴槽には，24 時間以上完全に換水をしないで循環させている浴槽水を使用しないこと。

シ　気泡発生装置等の空気取入口には，ほこり等が入らないようにすること。

ス　打たせ湯及びシャワーには，循環させている浴槽水を使用しないこと。

セ　共同浴室には，適当な数の洗面器及び腰掛けを備えること。

ソ　サウナ等の入浴設備は，見やすい位置に温度計を備え，利用に適正な温度を保つこと。

タ　のこくず，ぬか等を使用する入浴設備は，必要に応じこれらを新しいものと入れ替え，常に清潔にしておくこと。

チ　脱衣室，浴室，便所その他入浴者が直接利用する施設は，1 日に 1 回以上清掃し，常に清潔にしておくこと。

ツ　貯湯槽内の湯水の温度及びカ本文に規定する措置を講じる場合における遊離残留塩素濃度を 1 日に 2 回以上測定し，その記録(カただし書及びケただし書に規定する措置に関する記録を含む。)を 3 年間保存すること。

(9)　洗面所について次に掲げる措置を講じること。

ア　湯水は，飲用に適するものを十分に供給すること。

イ　常に清潔にし，消毒した洗面具を備えること。

(10)　便所について次に掲げる措置を講じること。

ア　蚊，はえその他の害虫の発生を防止すること。

イ　清掃及び防臭剤等により臭気を除去することに努めること。

ウ　手洗設備は流水装置とし，常に清浄な水を十分に供給すること。

エ　共用タオルは，備えないこと。

(11)　客室の定員については，次に掲げる営業の区分に応じ，それぞれ次に定めるところにより算定した数(1 未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた数)以下の人数とすること。

ア　ホテル営業及び旅館営業　洋式の構造設備による客室にあっては 4.5 平方メートルにつき 1 人，和式の構造設備による客室にあっては 3.5 平方メートルにつき 1 人。ただし，省令第 5 条第 1 項各号に掲げる施設にあっては，1.65 平方メートルにつき 1 人とする。

イ　簡易宿所営業　客室 1.65 平方メートルにつき 1 人

ウ　下宿営業　客室 3.5 平方メートルにつき 1 人

(12)　簡易宿所営業の施設（省令第５条第１項第１号から第４号までに規定するものを除き，客室の延床面積が33平方メートル未満のものに限る。）の定員については，客室の延床面積を3.3で除した数（１未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた数）以下の人数とすること。

(平成 28 条例 58・一部改正)

(衛生措置の基準の特例)

第 10 条　市長は，省令第 5 条第 1 項各号に掲げる施設については前条第 2 号及び第 7 号に定める基準に関し，修学旅行等の団体を専ら宿泊させる施設の客室については同条第 11 号アの基準に関し，それぞれ特例を定めることができる。

(宿泊拒否の事由)

第11条　法第5条第3号に規定する宿泊を拒むことができる事由は，次のとおりとする。

(1)　宿泊しようとする者が，泥酔者等であって，他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2)　宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(委任)

第12条　この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は，平成25年4月1日から施行する。

(福岡市旅館業営業施設の構造設備の基準を定める条例の廃止)

2　福岡市旅館業営業施設の構造設備の基準を定める条例(平成15年福岡市条例第19号)は,廃止する。

(経過措置)

3　第3条から第7条まで及び第9条第2号ア(共同浴室に係る部分に限る。以下同じ。)の規定は，この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる法第3条第1項の許可の申請に係る施設について適用し，施行日前に行われた同項の許可の申請に係る施設に対する第3条から第7条まで及び第9条第2号アの規定の適用については，これらの規定にかかわらず，前項の規定による廃止前の福岡市旅館業営業施設の構造設備の基準を定める条例の規定及び福岡県旅館業法施行条例(昭和35年福岡県条例第31号)の規定の例による。

4　前項の規定にかかわらず，施行日以後に改築し，又は大規模の修繕をする施設については，第3条から第7条まで及び第9条第2号アの規定を適用する。

附　則(平成28年9月26日条例第58号)

(施行期日)

1　この条例は，平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の福岡市旅館業法施行条例第3条第9号，第5条，第6条第1号及び第9条第12号の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる法第3条第1項の許可の申請に係る施設について適用し，施行日前に行われた同項の許可の申請に係る施設については，なお従前の例による。

【参考】　福岡市旅館業法施行条例新旧対照表

※下線部分は条例等改正部分

旧	新
第１条～第２条　（略）	第１条～第２条　（略）
（ホテル営業施設の構造設備の基準） 第３条　政令第１条第１項第11号に規定するホテル営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。 （１）～（８）　（略） （９）　施設は，玄関，客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができる構造であり，かつ，住居その他の施設と明確に区画され，これらが混在していない構造であること。 （10）　（略）	（ホテル営業施設の構造設備の基準） 第３条　政令第１条第１項第11号に規定するホテル営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。 （１）～（８）　（略） （９）　施設は，玄関，客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができる構造であり，かつ，住居その他の施設と明確に区画され，これらが混在していない構造であること。ただし，住居その他の施設との混在に関し規則で定める要件を満たす施設については，この限りでない。 （10）　（略）
第４条　（略）	第４条　（略）
（簡易宿所営業施設の構造設備の基準） 第５条　政令第１条第３項第７号に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。 （１）　第３条第３号から第９号まで及び前条第２号に掲げる基準 （２）　適当な規模の玄関及び帳場を有すること。	（簡易宿所営業施設の構造設備の基準） 第５条　政令第１条第３項第７号に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。 （１）第３条第４号から第９号まで（第６号オを除く。）及び前条第２号に掲げる基準 （２）　適当な規模の玄関及び帳場を有すること。ただし，宿泊者の定員が10人未満の施設であって，健全な営業形態及び宿泊者の安全の確保に関し規則で定める要件を満たすものについては，適当な規模の玄関を有すること。

旧	新
（新設）	（３）　前号の帳場を有する場合にあっては，当該帳場が，宿泊者等の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。
（３）　一の客室の床面積は,4.5平方メートル以上であること。	（４）　一の客室の床面積は，4.5平方メートル以上であること。ただし，宿泊者の定員が10人未満の施設については，この限りでない。
（新設）	（５）　共同浴室に1.6平方メートル以上の面積を有する脱衣室が付設されていること。ただし，前号ただし書に規定する施設に該当する場合にあっては，適当な広さを有する脱衣室が付設されていること。
（４）　階層式寝台を有する場合は，当該階層式寝台が次に掲げる要件を満たすものであること。 ア　階層数は，２層までであること。 イ　寝台の長さは1.8メートル以上であり，かつ，幅は0.9メートル以上であること。	（６）　階層式寝台を有する場合は，当該階層式寝台が次に掲げる要件を満たすものであること。 ア　階層数は，２層までであること。 イ　寝台の長さは1.8メートル以上であり，かつ，幅は0.9メートル以上であること。
（下宿営業施設の構造設備の基準） 第６条　政令第１条第４項第５号に規定する下宿営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。 （１）　第３条第３号から第９号まで，第４条第２号及び前条第２号に掲げる基準 （２）　客室の数は，５室以上であること。 （３）　一の客室の床面積は，７平方メートル以上であること。	（下宿営業施設の構造設備の基準） 第６条　政令第１条第４項第５号に規定する下宿営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。 （１）　第３条第３号から第９号まで，第４条第２号及び前条第２号本文に掲げる基準 （２）　客室の数は，５室以上であること。 （３）　一の客室の床面積は，７平方メートル以上であること。
第７条～第８条　（略）	第７条～第８条　（略）

旧	新
（営業施設について講ずべき措置の基準） 第９条　法第４条第２項に規定する措置の基準は，次のとおりとする。 （１）～(11)　（略） （新設） 第10条～第12条　（略）	（営業施設について講ずべき措置の基準） 第９条　法第４条第２項に規定する措置の基準は，次のとおりとする。 （１）～(11)　（略） (12)　簡易宿所営業の施設（省令第５条第１項第１号から第４号までに規定するものを除き，客室の延床面積が33平方メートル未満のものに限る。）の定員については，客室の延床面積を3.3で除した数（１未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた数）以下の人数とすること。 第10条～第12条　（略）